

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第51条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（以下、「本協会」という）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員制度)

第2条 本協会は、本協会の事業に賛同し、これを支援し参画する個人並びに団体を会員として登録する。

(会員の種別)

第3条 定款第51条に規定する会員は、次のとおりの区分とする。

通常会員：本協会の目的、事業に賛同する団体

個人会員：本協会の目的、事業に賛同する個人

(入会手続)

第4条 会員に入会しようとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会員の継続)

第5条 会員資格の継続を希望するものは、年会費を本協会に納入することによって会員資格を継続することができる。なお、会長の判断によって会員の継続を留保する場合がある。

(年会費)

第6条 年会費は会員種別に応じて下記の通りとする。

通常会員：1口 100,000円

個人会員：1口 3,000円（A会員）

1口 9,000円（B会員） 4,500円（B2会員）

1口 13,500円（C会員）

(会員の特典)

第7条 通常会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本協会が刊行する月刊誌「ノーマライゼーション」及び季刊誌「リハビリテーション研究」を各1部無料で配布を受けることができる。
- (2) 本協会で開催した調査、研究による成果物または報告書を優先的に受けることができる。
- (3) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(4) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に無料で参加することができる。

2 個人会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 本協会が刊行する月刊誌「ノーマライゼーション」を各1部無料で配布を受けることができる。(B会員及びC会員のみ)

(2) 本協会が刊行する季刊誌「リハビリテーション研究」を1部無料で配布を受けることができる。(B2会員及びC会員のみ)

(3) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。(会員共通)

(4) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に無料または割引料金で参加することができる。(会員共通)

(会費の用途)

第8条 第6条の年会費は、その50%を超える金額を公益目的事業費に使用するものとする。

(退会)

第9条 会員は、本協会に対して退会の意思を表明することによって、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第10条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき

(3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めのない会員に関する必要な事項は、会長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。